

オリエンテーション民法

松久三四彦 = 遠山純弘 = 林 誠司

2018年12月発売/420頁/本体2500円+税
四六判/並製



編集
担当者
から

民法を手っ取り早く学びたい。民法（債権法）が改正されたので、一からちゃんと勉強し直したい。民法の試験前に大事なところだけピックアップして勉強しておきたい。そんな人にとってつけの1冊です。本書は民法の全分野がコンパクトに凝縮されています。しかも、中身はケースや図表を使いながらわかりやすく丁寧に解説しています。

この本はどの章からでも読むことができます。そのため、自分にとって必要なところだけ拾い読みすることができます。

本書のアピールポイントは第4部「まとめ」です。わずか30頁弱ですが、民法で出てくる大事なキーワードやおさえておくべき内容が全て書かれています。試験前の学生にとってここは必読です。

本書のタイトルは「オリエンテーション」です。大学ではじめて民法を学ぶ人のみならず、民法の勉強方法に悩んでいる人、民法が嫌いになりかけている人、すでに民法を学んだがもう一度学び直したい人など、ありとあらゆる人に対応しています。さらに、読みづらそうな漢字にはフリガナをふりましたので、中学生・高校生でも読むことができます。(I)

Point!

P

ですます調でわかりやすく、読みづらそうな漢字にはフリガナをふっています。

Ⅳ「法人」では、自然人となら権利義務の主体である法人を取り上げました。法人は、理事または代表理事を介して対外的取引を行うことを説明しましたが、ここでは、包括的代理権を有する理事または代表理事のした取引の効果が、例外的に法人に生じない場合があることを知る必要があります。それらの場合のうち、とくに、理事または代表理事が法人の目的の範囲外の取引をした場合、定款における理事または代表理事の代理権の制限のような内部的制限に反して取引をした場合、そして利益相反取引について説明しました。ただし、内部的制限に反する取引を理事または代表理事がする場面では、その制限を知らない相手方の取引の安全を図る必要もある点に注意してください。さらに、理事などの代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害につき、法人も責任を負うことを確認しておきましょう。

(3) 第3章（契約が有効に成立するには）の内容とポイント

第3章では、契約が有効に成立するための要件を説明しました。
Ⅰ「契約の成立」では、契約は、原則として申込みと承諾の合致で成立する締結契約であると述べました。

Ⅱ「契約が有効であるには」では、その後のⅢⅣの導入として、契約が有効であるためには、契約内容が違法であり、かつ不相当なものではないという客観的有効要件と、申込みや承諾に対応する意思が存在し、かつ申込みや承諾の過程で詐欺や強迫がなかったという主観的有効要件の双方を満たしていなければならないことを説明しました。

Ⅲ「客観的有効要件」では、内容を確定できない契約や、強行規定や公序良俗に反する契約が無効であることを説明しました。

Ⅳ「主観的有効要件」では、心裡留保、虚偽表示に基づく契約は無効であること、錯誤、詐欺または強迫に基づく契約は取り消すことができますことを説明しました。心裡留保や虚偽表示では、表意者の効果

意思と表示行為の間に不一致があるのに対し、錯誤では、効果意思と表示行為の間に不一致のある表示行為の錯誤と、その不一致のない心裡留保や錯誤（とくに錯誤の錯誤）では、表意者の無効や取消しにより利益を害されるおそれのある相手方の取引の安全の保護も問題となるため、どのような場合に無効や取消しの主張が制限されるかを知ることが重要です。さらに詐欺や強迫では、表意者の効果意思と表示行為の間に不一致はありませんが、表意者の意思形成過程が相手方によりゆがめられていることから、表意者は契約を取り消すことができることを述べました。

以上の、契約が心裡留保や虚偽表示により無効であるか、または錯誤や詐欺により取り消された場面では、その契約について利害関係を有するにいたった第三者の取引の安全の保護も問題となります。ここでは、契約が無効であるか、または取り消すことができるものであることを知らずに利害関係を有するにいたった善意の第三者（93条2項・94条2項）、または善意無過失の第三者（95条4項・96条3項）が保護されます。これらの、無効や取消しの主張が制限される場面をおさえておくことが重要です。これに関連して、とくに詐欺取消しの関係で、判例が、96条3項は取消しの適及効から第三者を保護する規定であるとの理解から、同項を取消し後の第三者に適用しない点に注意しましょう。

Ⅴ「消費者契約法」では、ⅢおよびⅣで説明した規定に対して特別法の関係に立つ消費者契約法が、錯誤・詐欺・強迫の要件を緩和しているほか、不当な条項を無効とすることにより消費者の保護を図っていることについて述べました。とくに同法10条は、他の規定では保護されない消費者を守るいわば受皿として、重要な意義を有する規定です。